

令和2年（2020年）

旭川市議会議案

第3回臨時会

令和2年5月29日開会

令和2年 月 日閉会

令和2年度旭川市一般会計補正予算について

令和2年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年5月29日提出

旭川市長 西川 将人

令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年5月29日提出

旭川市長 西川 将人

令和2年度旭川市育英事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市育英事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年5月29日提出

旭川市長 西川 将人

令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年5月29日提出

旭川市長 西川 将人

令和2年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和2年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年5月29日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市税条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市税条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「第61条若しくは第62条」を加える。

附則第7条の3の次に次の1条を加える。

（法附則第62条の条例で定める割合）

第7条の4 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第11条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の3の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書の訂正等の期間）

第17条の4 第6条の3第8項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 旭川市税条例の一部を次のように改正する。

附則第7条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第7条の4（見出しを含む。）中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第17条の4の次に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第17条の5 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第17条の6 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

（説 明）

地方税法の一部改正に伴い、旭川市税条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市都市計画税条例（昭和31年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 旭川市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

（説 明）

地方税法の一部改正に伴い、旭川市都市計画税条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免の申請の特例）

- 13 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により、第19条第1項の規定による保険料（令和元年度分及び令和2年度分の保険料であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が存するものに限る。）の減免を受けようとする者に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払を受ける日」とあるのは、「令和3年3月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

保険料の減免の申請の特例に係る規定を整備するために、旭川市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例

旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減額及び免除の申請の特例）

第10条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により収入が減少したこと等により、第13条第1項の規定による保険料（令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が存するものに限る。）の減額又は免除を受けようとする者に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払を受ける日」とあるのは、「令和3年3月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

保険料の減額及び免除の申請の特例に係る規定を整備するために、旭川市介護保険条例の一部を改正しようとするものである。